

●香川県告示第81号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

平成21年2月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香産-23	小豆郡土庄町馬越字丸山乙140番、乙141番、乙143番2	省令第12条の31 第1号
香産-24	三豊市高瀬町上麻字桁乙255番4、乙255番25、乙255番26、乙255番28、乙255番30、乙255番36、乙255番83、乙255番91、乙255番92、乙255番95、乙255番96、乙255番97、乙255番98、乙255番99、乙255番100、乙255番101、乙255番102、乙255番103、乙255番109、乙255番110、乙255番111、乙255番112、乙255番113 字池ノ谷1144番1、1144番2、1144番3、1144番4 以上27筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31 第1号
香産-25	さぬき市鴨庄字大人4259番1の一部	省令第12条の31 第1号
香産-26	小豆郡土庄町豊島唐櫃字栄山2874番2	省令第12条の31 第1号
香産-27	さぬき市鴨庄字野田4189番、4190番、4191番、4192番、4193番、4194番1、4194番2、4196番	省令第12条の31 第1号
香産-28	綾歌郡綾川町西分字大行乙279番15の一部	省令第12条の31 第1号
香産-29	綾歌郡綾川町山田下字安部793番1、794番3、795番3、796番5、797番4、799番、800番1、802番4、808番8、810番4、812番1、812番2、813番、814番1、814番2、814番3、815番、817番、818番1、819番4、820番1、820番2、822番、824番4、825番1、826番3、827番3、827番4、827番5、830番4、831番2、833番1、833番2、833番4、835番1、835番2、838番2、839番1、839番2、840番3、847番1、847番2、848番3 字箱谷849番、850番1、850番2、850番3、850番4、851番1、851番2、851番3、851番4、851番5、852番1、852番2、852番3、852番4、856番3、856番4、857番、858番1、858番2、858番3、858番4、860番1、860番3、861番1、861番2、861番3、862番2、862番4、863番6、863番7、864番、865番5、865番6、867番5、887番2、887番5、889番4、891番1、891番2、893番1、893番2、893番3、	省令第12条の31 第1号

	893番4、893番5、897番3、897番4、898番4、899番、 900番2、900番3、900番4、901番1、901番3、902番1、 902番2、902番3、903番4、904番1、904番2、904番3、 904番4、912番1、914番4、918番3、919番4 以上108筆のそれぞれの地番の全部又は一部	
香産-30	綾歌郡綾南町大字滝宮字岡ノ御堂1037番1、1037番2、1065番2、 1065番3	省令第12条の31 第1号
香産-31	綾歌郡綾川町陶字井上5300番1、5301番1、5301番2、5302番1、 5302番4、5303番1、5303番2、5303番3、5304番1、5304番2、 5304番3、5305番1、5305番2、5305番3、5306番1 以上15筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31 第1号
香産-32	三豊市高瀬町上麻字岩瀬557番1、557番4、559番4、563番 2、563番6、563番14、 字馬鋤乙26番4、乙28番4、乙29番6、乙29番7、乙29番38、乙 29番39、乙29番40 以上13筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31 第1号
香産-33	三豊市仁尾町仁尾字北草木庚525番1、庚525番2、庚526番1、 庚526番18、庚528番1、庚528番3 以上6筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31 第1号
香産-34	観音寺市大野原町萩原字大谷乙333番22、乙333番24、乙333番 25	省令第12条の31 第1号
香産-35	綾歌郡綾川町陶字重清6161番1、6161番2、6162番1、6162番3、 6163番1、6163番3、6165番、6166番、6167番、6168番、6169番1、 6169番2、6172番1、6173番、6174番1、6174番2、6175番、6183 番1 以上18筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31 第1号
香産-36	木田郡三木町大字田中字茶臼2150番、2152番、2155番、2156番、 2160番、2163番、2170番、2174番、2180番3、2180番10、2180番11、 2180番12、2180番18、2180番20、2180番22、2180番23、2180番24、 2180番25、2180番26、2180番27、2180番28、2180番32、2180番35、 2180番37、2182番2、2182番6、2182番7、2182番8、2182番13、 2182番14、2182番15、2182番16、2182番21、2182番22、2182番23、 2182番24、2182番28、2182番31、2182番32、2182番36、2182番37、 2182番38、2182番39、2182番40、2210番、2212番、2220番、2222番、 2224番1、2224番2、2226番、2250番、2251番1、2251番2、2252 番、2264番、2266番、2283番、2285番、2302番、2304番、2311番、 2315番、2318番、2320番、2322番、2324番、2326番、2328番、2330 番、2338番、2340番、2342番、2344番、2346番、2350番1、2350番 2、2351番、2353番、2357番、2401番、2403番、2405番1、2405番 2、2406番、2408番、2409番、2431番、2439番、2458番、2459番、	省令第12条の31 第1号

	<p>2462番</p> <p>字西谷2470番、2472番、2474番、2476番、2480番1、2480番2、2482番、2484番、2500番1、2500番2、2500番3、2500番4、2500番5、2500番6、2500番7、2500番8、2503番1、2503番2、2508番1、2508番3、2508番5、2508番10、2510番、2512番、2514番、2516番1、2516番2、2532番、2534番</p> <p>字北高原3040番1、3040番2</p> <p>以上123筆のそれぞれの地番の全部又は一部</p>	
香産-37	<p>木田郡三木町大字田中字北高原3228番、3231番、3239番3、3239番4、3242番1、3243番、3244番、3245番、3247番、3248番、3250番、3265番、3270番、3275番1、3275番2、3278番、3280番1、3280番2、3281番、3282番、3291番3、3291番8、3291番9、3291番10、3291番11、3291番12、3292番7、3292番11、3292番12、3292番13、3292番16</p> <p>字南高原3301番、3302番、3303番、3304番、3305番1、3305番2、3306番、3311番、3312番、3412番5、3413番6</p> <p>以上42筆のそれぞれの地番の全部又は一部</p>	省令第12条の31第1号
<p>備 考</p> <p>1 所在地について、香産-30については、産業廃棄物最終処分場設置届出時の地番とし、それ以外は告示日までに確認できた地番とする。</p> <p>2 埋立地の区分の欄中「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。</p> <p>3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。</p>		